

第20回総会 議事録

総会開会時刻 令和7年2月27日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 保健センター2階 多目的室

(農業委員の出席)

2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行	5番 金西 章
6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱	9番 樋富 美行
10番 山越 典子	12番 増井 道宏	14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博
16番 井村 美江	17番 森 博之	18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣

(農業委員の欠席者)

1番 一柳 泰徳	8番 豊田 泉朱	11番 賀出 勝也	13番 服部 雅基
----------	----------	-----------	-----------

(農地利用最適化推進委員の出席)

3区 松本 雅史	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 市山 賢光
6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	8区 手塚 博
10区 里村 雅博			

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 中西 信之	4区 柳生 敬治
9区 濱田 武志	9区 吉成 秀明	10区 宮城 仁	

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」

報告

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

その他

地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の案に係る意見について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第20回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、3番西良利彦委員、12番増井道宏委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、1番一柳委員、8番豊田委員、11番賀出委員、13番服部委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数4件、6筆でございます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番について、審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番は、田1筆、面積756㎡、労力不足による賃貸借設定の申請です。賃貸人は申請農地を相続により取得しましたが、日中は働きに出ており、農地の耕作が困難な状況が続いておりました。そこで申請農地の近隣に住んでいる賃借人に賃貸権設定の話を持ちかけ、双方の意見がまとまりました。ただし、申請農地は市街化区域に存在することから、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の対象にはならないため、農地法第3条の賃貸借権の設定の許可申請が提出されました。

なお、利用権は、設定期間が満了した場合に更新しなければ、契約終了となり、所有者に農地が戻りますが、農地法第3条の許可の場合は、合意解約しない限り、自動更新となります。

申請書類や聞き取りにより、賃借人は、賃貸借権設定後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西委員

はい。失礼します。担当の金西です。整理番号1番の〇〇町字〇〇の現地を確認に行ってきました。〇〇町は、今、新しい高架の道が出来ているので、現場に行くにも回り道をして行かないといけません。田んぼはきれいにトラクターで引いてありました。特に問題はないと思いますけども、ご審議のほど宜しくお願いします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。整理番号1番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。
引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番は、田1筆、面積1,488㎡、労力不足による使用貸借権設定の申請です。

使用貸人は申請農地を相続により取得しましたが、小松島市外に住んでおり、農地の耕作が満足に行えない状況が続いておりました。そういった状況を勤務先で相談していたところ、〇〇市内に住む使用借人がその話を聞き、農地の貸し借りをすることとなりました。なお、先ほどの整理番号1番と同様で、申請農地が市街化区域に存在するため、農地法第3条による使用貸借権の設定の許可申請が提出されました。

また、使用借人は、現在は、申請農地の他には耕作をしておりませんが、以前、市外で農地を借りて耕作をしていたため、耕作経験もあり、農業用機械も所有しております。

申請書類や聞き取りにより、使用借人は、使用貸借権設定後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の西良委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

3番 西良委員

現地の方、2月24日に確認に行っていました。申請内容にもございますように、労力不足ということで、現地の状態は、耕作が出来ていない状態でありましたが、圃場としては問題ないものと認識しております。この度、新たな使用借人さんが契約を結んで、現地の耕作を行うと

聞いております。こうしたことから、この案件については問題がないものと判断しておりますが、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。整理番号2番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、原案どおり許可といたします。
引き続き、整理番号3番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、田1筆、面積1,097㎡、畑1筆、面積58㎡で、合計面積1,155㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。譲渡人は高齢により耕作の継続が難しくなり農地の管理を心配していたところ、申請農地の近隣に住んでいる譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、このたび農地法第3条の許可申請が提出されました。

申請書類や聞き取りにより、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の朝日委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

2番 朝日委員

この農地は〇〇さんの家の隣なんで、今まで耕作を手伝ったりしていたと思いますので、異常はないと思います。

議長（青木会長）

ありがとうございます。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号3番の採決に移ります。整理番号3番の許可について、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号3番は、原案どおり許可といたします。
引き続き、整理番号4番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号4番、畑2筆、合計面積238㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。譲渡人は高齢で入退院を繰り返しており、申請農地の耕作や管理が困難な状況が続いておりました。そこで、申請農地の隣地に住む譲受人に農地の所有権移転の話を持ちかけ、双方の意見がまとまり、このたび農地法第3条の許可申請が提出されました。

なお2筆のうち、譲受人の自宅西隣に隣接する農地（〇〇-〇〇）は、譲渡人が長らく管理出来ておらず荒れておりますが、所有権移転後には、譲受人が農地として整備し、サツマイモ等の栽培をするとのことでした。

申請書類や聞き取りにより、譲受人は、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する要件には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると思われま。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の森委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

17番 森委員

はい。〇〇さんが譲受人ということで。〇〇-〇〇は現地確認したところ、〇〇さんの家の側に細長く農地があるので、まあ、ちょっと効率的には悪いと思いますけど、〇〇さんが入退院を繰り返しているということで、荒れ放題になってしまいますので、〇〇さんが作ってくれるということで、何も問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号4番の採決に移ります。整理番号4番の許可について、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号4番は、原案どおり許可といたします。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の許可申請審議について」、申請件数は3件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番について、事務局から審議内容について説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番の申請内容について説明いたします。

転用目的は、工事中仮設事務所で一時転用の更新でございます。

賃借人は〇〇に本社を置く株式会社〇〇で、令和4年から四国横断自動車道のトンネル工事を行っています。当時、工事現場近くで仮設事務所の設置場所を探していたところ、現場から東に約100メートルのところに位置する申請地所有者である賃貸人と話がまとまり、令和4年5月10日に1回目の工事中仮設事務所の設置を目的とする、農地法第5条に基づく一時転用の許可申請が提出され徳島県より令和4年6月14日から令和7年5月31日までの3年間を期限として一時転用の許可を得ました。

しかし、現在もトンネル工事が完了しておらず、引き続き工事中仮設事務所が必要であることから、土地所有者と協議の結果、このたびの更新の申請となりました。

申請地は、小松島市立〇〇小学校より南へ約600メートルに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地であるため、小松島市より農業振興地域整備計画への支障の有無を問い合わせたところ問題ないとの意見をいただいております。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。

また、〇〇土地改良区からは一時転用について差しさわりのない旨の意見書が提出されております。

なお、賃貸人からは、申請地に対し工事中仮設事務所を設置することに同意する旨の同意書が提出されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、南側の市道〇〇線から出入りをし、土地の造成にあたっては現況地盤の上にブルーシートを敷きその上に山土、碎石にて行い、仮設事務所のほか車両が12台分止められる駐車スペースを設けています。

原状回復にあたっては一時転用の期間中に山土等を取り除き、その翌年から水稻を行う予定でございます。

排水については、雨水は地下浸透とし、仮設事務所には浄化槽が設置されており水路へ排水することについて水路の管理者である〇〇協議会より承諾書が提出されております。

なお、被害防除には十分注意致しますが、万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対応するとのことでございます。

原状回復を行うために必要な資力について、金融機関の残高証明書が添付されています。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政

庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、事務局としましては整理番号1番の案件を許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えます。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当の原委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 原委員

新居見町の原です。この間、現地確認に行きました。この仮設事務所は、高速のトンネルの工事のために3年前に建てられておまして、岩盤が固いということで、工事が遅れ、3年の延長になったそうです。建物の近くの民家等の方には何も支障はありませんでしたので、皆さまのご審議のほど宜しくお願いします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。整理番号1番を許可相当とすることについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、許可相当との意見を付して、県へ進達することといたします。

引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（局長）

整理番号2番の申請内容について説明いたします。

転用目的は、周辺の工事に伴う道路用地としての一時転用でございます。

賃借人は〇〇市にて土木建設業を営んでいる事業所で、四国横断自動車道の建設に伴い周辺の工事を請け負っています。

高速道路を建設するために大型の工事車両が通行する為、市道〇〇号線に架かる橋梁等の架け替え及び迂回道路の設置が必要となったことから、申請地の土地所有者と協議の結果、工事期間中、賃貸借する話がまとまり、農地法第5条に基づく一時転用の許可申請が提出されました。

申請地は、小松島市立〇〇小学校より西へ約700mに位置し、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地であることから、小松島市に農業振興地域整備計画への支障の有無について問い合わせたところ、支障を及ぼす恐れがない旨の回答を頂いております。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

この地域に隣接する〇〇土地改良区に区域内であるか確認をしたところ該当しないとのことで

すが、万一、本事業の実施に伴い周辺に被害が生じた場合は転用者が責任をもって処理し、地元住民には迷惑をかけないようにするとのことです。

この一時転用について、賃貸人と賃借人との間で申請地に対し土地賃貸借契約が交わされており、その写しが提出されています。

造成等にかかる費用については、転用者の自己資金で行うとされ金融機関からの残高証明書が添えられています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地を道路として造成する為、周囲への支障はないものと考えます。排水についても取水はなく、雨水については自然勾配にて隣接する河川へ排水されます。

原状回復にあたっては転用期間内に仮舗装を撤去した後、土をならし現在と同じ状態へといたします。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、事務局としましては整理番号2番の案件を許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えます。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当の樋富委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 樋富委員

はい。地区担当の樋富です。先日、現場を確認してきましたが、別に、異常、問題はないと思います。宜しくお願いします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。整理番号2番を許可相当とすることについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、許可相当との意見を付して、県へ進達することといたします。

引き続き、整理番号3番について、審議内容の説明をお願いします。

事務局（局長）

整理番号3番の申請内容について説明いたします。

転用目的は、工事用の道路拡張としての一時転用でございます。

賃借人は整理番号2番と同じ事業所で、四国横断自動車道の建設に伴い工事車両進入の為、既

存通路を拡幅するにあたり、土地所有者と協議の結果、工事期間中、賃貸借する話がまとまり、農地法第5条に基づく一時転用の許可申請が提出されました。

申請地は、小松島市立〇〇小学校より西へ約750mに位置し、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地であることから、小松島市に農業振興地域整備計画への支障の有無について問い合わせたところ、支障を及ぼす恐れがない旨の回答を頂いております。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

この地域に隣接する〇〇土地改良区に区域内であるか確認をしたところ該当しないとのことですが、万一、本事業の実施に伴い周辺に被害が生じた場合は転用者が責任をもって処理し、地元住民には迷惑をかけないようにするとのことです。

この一時転用について、賃貸人と賃借人との間で申請地に対し土地賃貸借契約が交わされており、写しの提出を受けております。

造成等にかかる費用については、転用者の自己資金で行うとされ、金融機関からの残高証明書が添えられています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、新設道路は舗装を施すことから、土砂等の流出はありません。排水についても取水はなく、雨水については新たに敷設したL型側溝に集水した後、河川へ排水されます。

原状回復にあたっては転用期間内に拡幅部分の舗装等の新設構造物を撤去し整地いたします。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

以上のことから、事務局としましては整理番号3番の案件を許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えます。

なお、整理番号1番から3番の3件につきましては、農用地区域内農地での一時転用となることから、徳島県農業会議への諮問案件となりますことを申し添えいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当の樋富委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 樋富委員

樋富です。整理番号2番の延長線上にあり、何ら問題ないと思います。宜しく申し上げます。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号3番の採決に移ります。整理番号3番を許可相当とすることについて、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号3番は、許可相当との意見を付して、県へ進達することといたします。

以上で、議案第2号の審議をすべて終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。

最初に、議案書の訂正をお願いいたします。5ページの8番につきましては、先月の総会で、所有権移転を承認されておりましたが、誤って今月の賃貸借の案件に入れてしまっていたことが判明しましたので、削除をお願いいたします。それに伴い、1ページの議案第3号の筆数が116筆から115筆へ、4ページの整理番号1番の権利の設定等をする農用地の田が、筆数外95筆、面積114,491.08㎡から、筆数外94筆、面積113,056.08㎡へ、12ページが一番下の合計の新規面積が80,272.2、筆数69筆から新規面積78,837.2㎡、筆数68筆へ訂正となります。また、13ページの3番の利用目的が「水稻」から「椎茸」に訂正となります。お手数ですが、各自で訂正を宜しくをお願いいたします。

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は57件、115筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今月の案件には、1の賃借権、2の使用貸借権のほかに、3の所有権という種類がございますが、所有権につきましては、先月の総会でもご説明させていただいているため、簡潔にご説明させていただきます。

農用地利用集積計画での所有権移転につきましては、農地法第3条の所有権移転に比べて、申請書類が少なく、基盤法は比較的簡易な手続きとなり、市街化調整区域の農地が対象となります。また、農用地利用集積計画による所有権移転では、売り手に対し譲渡所得税の特別控除、買い手に対しては登録免許税と不動産取得税の減額措置がございます。

農用地利用集積計画の作成にあたりましては、利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準としております。

要件とは、計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定等を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございまして、今回の案件は、これらの基準を満たしているものと考えます。

5ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してあります。所有権の移転の案件は、13ページに記載しておりますのでご確認ください。

なお、先月の総会の最後に、農用地利用集積計画が、地域計画策定後は、農用地利用集積等促進計画に移行するというところで、新規や更新の書類の窓口は、今までどおり、農業委員会で行いますが、新制度の事務処理は、徳島県農業開発公社で行う、とお伝えさせていただきました。しかし、その後、再度、徳島県や徳島県農業開発公社との協議を行った結果、市と公社の間で、短時間で複数回の書類のやり取りをするのは非効率である、ということで、基本的な事務処理、例

えば、更新の案内通知の送付、農地の貸し借りの書類の受付、農用地利用集積等促進計画の案の作成、市農林水産課への地域計画への支障の有無の確認、総会での諮問、などの処理を農業委員会で先行して、総会後に計画案を公社に送り、公社が計画を県に送って、公告は、県で行う、ということとなりました。説明が二転三転して、申し訳ないのですが、地域計画の支障の確認と公告以外は、基本的に、今までどおり、農業委員会で事務を行う流れになると考えていただければと思います。ただし、所有権移転の案件だけは、今までは、市農林水産課が受付しておりましたが、地域計画策定後の令和7年4月からは、徳島県農業開発公社が直接の窓口となりまして、対象者の要件も複雑になるということでございます。

以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移りますが、その前に、農業委員会等に関する法律の第31条の規定により、利害関係者に当たる委員は、議決に関わることができませんので、利害関係者の退席をお願いいたします。利害関係者の一柳委員、豊田委員、森委員は退席をお願いいたします。

（関係委員、退席）

議長（青木会長）

それでは、議案第3号の採決に入ります。
これを承認するという点について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、議案第3号を承認といたします。
それでは、利害関係者は、復席をお願いします。

（関係委員、復席）

議長（青木会長）

以上で議案第3号を終了いたします。
引き続き、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の14ページから16ページをご覧ください。
議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、今回の案件は5件、27筆です。

◆議案書にそって、農地中間管理機構から権利設定等を受ける者、権利を設定する土地、設定する利用権を朗読

「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」につきましては、今年度の5月、12月の案件にございましたので、今回で3回目となります。

以前の説明で、現行の制度である「農用地利用集積計画」と「農用地利用配分計画」が、地域計画の策定後は、一本化され、「農用地利用集積等促進計画」になるということをご説明させていただきました。

小松島市は、地域計画の策定が、令和7年度からとなりますので、「農用地利用集積計画」についてはそれまで猶予がございまして、具体的には、来月の締切までに受付し、3月の総会にお諮りした分までは、現行どおりとなります。これが、先ほどご審議いただいた議案第3号に係る案件でございまして。

もう一方の「農用地利用配分計画」は、令和5年度から廃止されておりますので、徳島県農業開発公社が借り受けて、耕作者に転貸する場合は、地域計画の策定に先立って、「農用地利用集積等促進計画」により、手続きをすることとなります。

そこで、この「農用地利用集積等促進計画」の作成において、農業委員会の意見を聞く必要があるとのことで、徳島県農業開発公社より、今回、5件の諮問がございました。

整理番号1番から5番は、「農地中間管理機構から権利設定等を受ける者」がすべて、法人以外の場合に当たりまして、この場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号イ「権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、第2号ロ「権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」という認可の要件に該当するか否かの意見を求められております。

整理番号1番から5番の方は、徳島県農業開発公社より添付されている資料に記載されております耕作面積、耕作従事日数、労働力、機械の所有状況などから勘案し、これらの認可要件を満たしているものと考えております。なお、整理番号は1番から4番の方は、認定農業者でございまして。

補足ですが、今回の案件は、すべて、現在、〇〇町で行われている圃場整備事業の対象農地となっております。

以上でございまして。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。
何かご質問、ご意見はございせんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の採決を先に行いますので、利害関係者の退席をお願いします。森委員、退席をお願いします。

（関係委員、退席）

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の採決に入ります。

説明のとおり、認可要件を満たしているとの回答をすることについて、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、認可要件を満たしていると回答することといたします。

続けて、1番以外の案件の採決をしますので、利害関係人の復席をお願いします。

(関係委員、復席)

議長（青木会長）

それでは、議案第4号の2番から5番の採決を行います。

説明のとおり、認可要件を満たしているとの回答をすることについて、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（青木会長）

異議がないということですので、議案第4号の2番から5番の案件についても、認可要件を満たしていると回答することといたします。

以上で議案第4号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の17ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、面積32㎡で、住宅の車庫としての4条届出が提出されております。この届出地は、元は〇〇番〇の一部だったのですが、現在の所有者が相続した後で、前の所有者が届出をせずに、車庫にしてしまっていたことがわかり、分筆後に、4条届出が提出されました。届出に当たり、この旨が記載された始末書も添付されております。

なお、元の〇〇番〇は、市街化区域で利用権が設定できないため、農地法第3条による賃貸借権が設定されていたため、今回の届出に当たり、今月の報告第3号にございますが、合意解約が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

議案書の18ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数4件、6筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番から4番は、同一利用による転用の案件でございます。4件併せて、田6筆、合計転用面積8,083㎡で、店舗としての5条届出が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の19ページ及び20ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数9件、19筆です。

なお、整理番号5番と6番は、全く同じ地番となりますが、これは、整理番号5番で耕作をしていた〇〇さんから、仲介していた徳島県農業開発公社に戻し、整理番号6番で、徳島県農業発公社から所有者の〇〇さんに戻したということとなりますので、このような表記となります。

重複する地番は、朗読を省略とさせていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の審議に移ります。

「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の案に係る意見について」、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、計画が地域での協議の結果を踏まえた内容となっているか、また何か意見はないかということで、市より農業委員会へ諮問をされております。

計画の内容について、担当の農林水産課より説明をお願いします。

農林水産課（係長）

農林水産課小川と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、地域計画の案が作成できましたので、大まかにですが、説明させていただきます。机の上には、印刷の都合上、2人で、一部、それぞれの地域計画案を置かせていただいております。10月頃の地域計画にご出席いただいた方には、繰り返しになりますが、皆様には担当地区について、ご確認いただきご意見をお伺いできればと思います。それで、農業委員会として、今回地域計画（案）に対して、意見取りまとめていただければと思います。

まず、地域計画の概要ですが、本市におきましては、農業振興地域内の農用地を基本に、市内を6地区に分けた地域計画策定エリアを設定し、各地区の状況や地域農業の現状と課題、また、目指すべき将来の農地利用等について、地域での話し合いを行いました。

各地区共通の事項として、農地所有者の高齢化が進んでいること、山すそにおいては鳥獣被害に苦慮していること、また、ほ場整備を実施した区域は農地集積がされやすい反面、未実施区域は作業の効率が悪く農地の担い手が見つけづらいなど、皆様から様々な現状と課題等のご意見を頂きました。

また、水稻以外に畑作や施設園芸など高収益作物の作付けや、山地を生かしたタケノコや果樹の栽培、また環境に配慮した農業の取り組みなど、各地区で行っている特徴ある地域農業の現状等を記載させていただいております。

これらの結果を踏まえ、各地域での目標地図と地域計画（案）が、お手元にごございます資料になります。

なお、今後の予定としましては、関係各所からの意見を取りまとめまとめ、2週間の縦覧期間を経て、3月31日に公告を行い、4月1日からの施行となります。説明は、以上となります。

ご意見等ございましたら、お願いします。

また、ご意見を取りまとめて、農業委員会事務局よりご回答いただければと思います。

なお、地域計画は一度作れば終わりというものではありませんので、引き続き、地域での話し合いを基にブラッシュアップしてまいりますので、農業委員さんおよび推進委員さんには、今後も地域計画のブラッシュアップにご協力いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

具体的には、各地区で掲げた目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利用権設定による農用地の集積及び集約化の推進や担い手の確保、基盤整備事業の推進、積極的なスマート農機の導入などであり、農地を次世代に引き継ぐために、各地区においてそれぞれの課題解決に向けて、本計画を実行していくこととなります。

本市といたしましては、各地域へのバックアップ体制を確立するとともに、本計画と連携した様々な補助事業等を活用し、地域計画の実現に向けて、より有効で必要性の高い支援を展開して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（青木会長）

ただいま、市の担当者より説明がありました。

何かご質問やご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

それでは、その他の案件の採決に移ります。「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の案に係る意見について」は、地域での協議の結果を踏まえた計画となっており、特段の意見なしとして、回答することについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないようですので、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の案に係る意見について」は、意見なしということで、回答することといたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後 2 時 3 5 分

会議録署名委員 3 番 西良 敏彦 委員 1 2 番 増井 道宏 委員